

(平成23年4月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 8 月までの期間及び 57 年 10 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 43 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで
④ 昭和 58 年 8 月及び同年 9 月
⑤ 昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月まで

私は、申立期間①及び②は私の父親が集金人に、申立期間③、④及び⑤は私が妻の分と一緒に、それぞれ国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①から⑤までが未納とされていることに納得がいかない。

なお、申立期間①及び②当時、何回かは私が集金人に納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③、④及び⑤について、申立人は、当該期間の国民年金保険料は申立人の妻の分と一緒に納付していたと主張しているところ、市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立期間③前後の期間における申立人及びその妻の保険料は現年度納付されていることが確認できる上、当該期間の前後において、申立人の住所や仕事など生活状況に変化は無いことから判断すると、申立人は、申立期間③のうち、申立人の妻が納付済みとされている、昭和 57 年 4 月から同年 8 月までの期間及び 57 年 10 月から 58 年 3 月までの期間について、申立人の妻の保険料と一緒に納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、オンライン記録及び市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立期間③のうち昭和 57 年 9 月、④及び⑤は、申立人の妻も未納とされてい

ることが確認できることから、申立人は、当該期間に係る国民年金保険料を納付していなかったものと考えることが相当である。

- 2 申立期間①及び②について、申立人は、当該期間の国民年金保険料は集金人に納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の補助簿から、昭和41年4月以降に申立人の両親及びその妹と連番で払い出されたものと推認され、最も早い払出時点（昭和41年4月）においても、申立期間①のうち、39年1月から40年3月までの期間は過年度納付によることとなるため、集金人では収納できなかったものと考えられる上、申立人の妹についても、申立期間①のうち、40年11月から42年3月までの期間は未納とされているほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②について、市町村の国民年金被保険者名簿及び戸籍謄本の附票によると、申立人の両親及びその妹は、申立期間②の国民年金保険料について、申立人とは異なる住民登録地へ移動（昭和43年7月）させた後の44年2月15日に過年度納付していることが確認でき、申立内容とは合致しない点が見受けられる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①、②、③のうち昭和57年9月、④及び⑤の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿及び確定申告等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年8月までの期間及び57年10月から58年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月及び同年3月

私は、私の母親が国民年金の加入手続を行うとともに、未納となる期間が無いよう、国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間である上、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は、国民年金保険料を完納していることから、申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和46年8月4日に払い出されたものと推認され、払出時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付できる期間である上、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和45年度の国民年金保険料は納付済みとされていることが確認できることから、納付意識の高かった申立人の母親が、申立期間に係る国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成10年2月から同年5月31日までの4か月間A社に勤務し、私が持っている給与支払明細書を見ても、10年2月から同年5月までの厚生年金保険料が当月控除されているにもかかわらず、同社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が10年5月31日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録における、申立人のA社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日（平成10年5月31日）は、日曜日であることが確認できるところ、オンライン記録を見ると、月曜日である1日（日曜日である前月末日まで勤務）に同社で厚生年金保険被保険者資格を喪失している者が複数人確認できる上、申立人が10年5月31日より前に同社を退職していたことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

また、申立人が提出した平成10年2月から同年5月までの4か月分の給与支払明細書を見ると、各月の給与から厚生年金保険料が当月控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10

年4月のオンライン記録及び申立人が提出した10年5月の給与支払明細書から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は平成17年3月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主が資格喪失日を10年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続を行った（昭和 54 年 8 月）後、「国民年金保険料を遡って払いませんか。」と電話勧誘されたことを契機に、2 年分の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から、昭和 54 年 8 月 28 日に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるところ、申立人は、遡及納付は 1 回しか行っていない旨を主張しているものの、市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人が主張する遡及納付は、当該過年度納付であるものと考えても不自然ではない。

また、申立人は、遡及納付した時期、金額及び納付場所等について記憶が明確でない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年12月まで

私は、私の夫が、自宅を訪れた市町村役場の職員に、20歳到達時からの国民年金保険料と家族4人分の保険料の合計約2万7,000円を納付してくれたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から、昭和50年1月31日に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなる所、市町村役場では過年度保険料及び特例納付保険料を収納することはできなかつたものと考えられ、申立期間を現年度納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、20歳到達時からの国民年金保険料をまとめて遡って市町村役場の職員に納付した旨を主張しているところ、申立人が提出した国民年金保険料の領収証書を見ると、昭和50年2月13日に、申立期間直後の49年1月から同年3月までの保険料が、金融機関で過年度納付されていることが確認でき、申立内容とは合致しない点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から 54 年 4 月 2 日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、同社のB工場に勤務していた申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

なお、私は、A社のB工場勤務時には、白い健康保険証をもらったことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の供述及びオンライン記録から、申立人のA社での厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和 54 年 4 月 2 日）は、申立人の同社のC工場での勤務開始日であることが推認できる上、当時の同僚は、「申立人は、C工場の新設に伴い、B工場から異動により勤務することとなった。」旨を供述していることから、申立人は、申立期間の頃、同社のB工場に勤務していたことは推認できるものの、当該同僚の供述からは、申立人の同社のB工場での勤務開始日を特定することはできない。

また、申立人は、「B工場では、子供を保育園に連れて行くため、朝夕 30 分ずつ勤務時間を短くしてもらっていたが、C工場に異動してからは、通常の勤務時間となった。」旨を供述している上、当時の同僚からは、「B工場では、申立人以外には勤務時間が短縮された従業員はいなかった。」旨の供述が得られた。

さらに、当時の事務担当者からは、「A社では、厚生年金保険と雇用保険は一緒に加入させていた。」旨の供述が得られた上、雇用保険の加入記録によると、申立人の同社での雇用保険加入記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は、A社のB工場勤務時に白色の健康保険証が交付された旨を主張しているが、当時の複数の同僚からは、同社で交付された健康保険証の色が白色であった旨の供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月から 41 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間のうちの約 6 か月間、A社に貨物運転手として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚からは、申立人がA社に勤務していた旨の供述は得られないものの、申立人が記憶する同社の所在地及び業務内容等（配送品目、配送先等）が、当該同僚等の供述内容とほぼ一致していることから、申立人が同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、当時の複数の同僚（職種は貨物運転手）及び事務担当者は、「当時、見習期間があり、その期間は厚生年金保険に加入していない。」旨を供述している上、オンライン記録から、A社での厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の同僚は、同社に入社したとされる日から相当期間経過後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 6 月 17 日から 19 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 18 年 6 月 17 日から A 社 B 事業所に勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が 19 年 10 月 1 日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

なお、私は、昭和 19 年 9 月には A 社 B 事業所から同社 C 事業所に転勤したことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

D 社（A 社の後継事業所）が保管する「社員カード」及び申立人が提出した「人事手帳」から、申立人は、申立期間において A 社に継続勤務していたことが確認できる。

また、A 社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立人は、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 21 日まで同社 B 事業所で、同年 9 月 21 日から同社 C 事業所で、それぞれ厚生年金保険に加入していた記録が確認できる。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、厚生年金保険法の施行により新規に被保険者資格を取得することとなった者を表すものとされている、「改」との押印が確認できる。

また、申立人と同様、A 社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、かつ厚生年金保険被保険者台帳に「改」との押印が確認できる複数の同僚は、オンライン記録によると、いずれも厚生年金保険料の徴収が開始された 19 年 10 月 1 日以降に被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人が供述す

る、申立人の同社での業務内容等から判断しても、申立人は、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）に基づく適用対象者ではなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで、A事業所のB課（又はC事業所）に臨時職員として勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C事業所の後継事業所であるD事業所が提出した臨時的任用職員名簿及びA事業所の回答から、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月 10 日から 48 年 2 月まで臨時的任用職員としてC事業所に、48 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日まで臨時職員としてA事業所のB課に、それぞれ勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録を見ると、C事業所は、申立期間を含む昭和 42 年 4 月 1 日から 56 年 6 月 14 日まで、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、D事業所が保管する臨時的任用職員の名簿及びオンライン記録から、申立人と同様、申立期間当時、C事業所に臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる複数の同僚も、当該任用期間中において厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

また、A事業所からは、「雇用期間が2か月以内の期間であるので、申立人は、厚生年金保険の加入対象者ではなかったと考えられる。」旨の供述が得られた上、A事業所のB課に約1か月間、臨時職員として勤務していたと供述する同僚も、オンライン記録を見ても、当該期間において厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 16 年 5 月頃から同年 8 月頃まで
② 昭和 16 年 8 月頃から 19 年 4 月頃まで

私は、申立期間①はA氏のB丸に甲板員として、申立期間②は暁部隊に属して徴用船であるC丸に、それぞれ乗船勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はAのB丸に鯉漁の甲板員として乗船勤務していた旨を主張しているところ、同船の船舶登記簿謄本により確認できる船舶所有者と一致していることから、申立人は、同船に乗船勤務していたことはうかがわれる。

しかし、オンライン記録等を見ると、Aは、申立期間①及びそれ以外の期間において、船員保険の適用事業所として確認できず、申立人が氏名を記憶する複数の同僚も、申立期間①において船員保険に加入した記録は確認できない。

また、申立人は申立期間①において、一般漁船船員であったことがうかがわれるところ、船員保険法によると、一般漁船船員への船員保険の適用は昭和 22 年 12 月 1 日からとされ、申立期間①は船員保険の適用前の期間とされている。

2 申立期間②について、申立人は、当初、船舶所有者名を記憶していなかったものの、C丸の船舶登記簿謄本で確認できる船舶所有者 2 人のうち 1 人の氏名を記憶していたことから、申立人は、同船に乗船勤務していたことはうかがわれる。

しかし、前述の船舶所有者2人について、オンライン記録等を確認したところ、両氏は申立期間②及びそれ以外の期間において、船員保険の適用事業所として確認できない上、申立人が氏名を記憶する複数の同僚も、申立期間②において船員保険に加入した記録は確認できない。

また、厚生労働省社会・援護局が発行した資料から、申立人は、申立期間②のうち、少なくとも昭和18年6月8日から19年2月10日まで陸軍甲船員として徴用されていたことが推認でき、当該期間については、旧陸軍共済組合に加入するものとされ、船員保険の対象とはならない期間とされている。

- 3 このほか、当時の同僚等からも、申立期間①及び②における申立人の船員保険料控除の有無等についての供述は得られず、申立人が申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。